

インフルエンザ・コロナ療養報告書の提出について

インフルエンザ、コロナは、38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛、咽頭痛、咳など全身の症状が突然現れる、感染力が強い病気です。学校においては、学校保健安全法施行規則第19条で出席停止期間が決められています。

川崎市立学校においては、以前から、川崎市教育委員会と川崎市医師会との協議を踏まえ、感染症の拡大防止の観点から医療機関が発行する登校許可書の提出の協力を保護者様にお願いしていましたが、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザが同時流行した場合の医療ひっ迫を回避するために、医療がひっ迫することが予想される令和4年12月からしばらくの間、医療機関が発行する登校許可書の提出を求めないことといたしました。

インフルエンザ、コロナと診断された場合は、次の出席停止期間は十分療養し、医師の指導のもと、回復してから登校するようにお願いします。

登校する際には、保護者の方が下記の「インフルエンザ・コロナ療養報告書」に療養経過を記入し、学校へ提出していただきますようお願いいたします。

【出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第19条第2項）】

インフルエンザ：「発症した後（発熱した日を0日目として）5日間を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで。」

コロナ：「発症した後（発熱した日を0日目として）5日間を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで。」

発症から10日目まではマスクの着用が必要。

川崎市立田島支援学校 校長様

保護者の方が記入

インフルエンザ・コロナ 療養報告書

A・B 課程 小・中 学部 年

児童生徒氏名

発症日（発熱日）

令和 年 月 日

受診日

令和 年 月 日

診断名（どちらかに○を）

コロナ ・ インフルエンザ（型）

受診医療機関名

発症日 からの 日数	つき/日 (曜日)	たいおん 体温	しょうじょう 症状	げねつ 日 に○
0日目 (発症日)	/ ()	℃		
1日目	/ ()	℃		
2日目	/ ()	℃		
3日目	/ ()	℃		
4日目	/ ()	℃		
5日目	/ ()	℃		
6日目	/ ()	℃		
7日目	/ ()	℃		
8日目	/ ()	℃		
9日目	/ ()	℃		
10日目	/ ()	℃		

上記のとおり、発症した後5日を経過し、かつ、インフルエンザは解熱後2日、コロナは症状軽快後1日を経過して、体調が回復しましたので登校させます。

令和 年 月 日 保護者氏名